

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパンの役員報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

附 則

この規程は、平成26年3月21日から施行する。